

有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の究明と根本解決を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である沖縄本島中部の河川や地下水において、国が定める暫定指針値を超える有機フッ素化合物 PFOS 及び PFOA が検出されてから 10 年が経過した。県の調査により、嘉手納飛行場等の周辺における汚染源は基地に起因する蓋然性が高いとされるも、基地内の立入調査は未だ実現せず、根本的な対策も講じられていない。

このような状況下において、日米間協議において米側が米軍基地を汚染源とする認識を示し公表も容認していたにもかかわらず、日本政府が事実を公表していなかったことが報道により明らかとなった。国のこうした姿勢は、町民、県民の健康・安全を軽視するものとして大きな不信感を増幅させるものである。

また、北谷浄水場では防衛省の補助事業を活用して高機能活性炭を導入し安全確保に努めてきたが、現行制度では経年的な交換費用が補助対象外とされており、2026 年度以降に予定される多額の更新費用について、県が多額の費用を負担することになれば受益者である町民、県民の負担増も避けられないこととなる。

北谷浄水場は県内約 45 万人に水道水を提供しており、健康不安を解消し安全な水を安定供給することは極めて重要である。

よって、本町議会は、町民、県民の安心・安全な飲み水の確保に向け、国において下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 米側が米軍基地を汚染源との認識を示していることを踏まえ、米軍基地内への立入調査を沖縄県や関係自治体とともに早急に実施すること。
- 2 汚染源の究明と、速やかな根本解決に向け取り組むこと。
- 3 北谷浄水場における安全な飲み水の確保のため、高機能活性炭の更新等にかかる費用について、国が十分な財政支援を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 28 日
沖縄県嘉手納町議会

（あて先）

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）